

民法・行政法を暗記だけに頼らず、合格を引き寄せる！

別問題で
特訓！

民法・行政法の法的思考道場

✓ 実施形態・実施校

通学：梅田駅前本校

✓ 対象者

- ・民法・行政法に自信のない方
- ・暗記だけに頼りたくない方
- ・直前期に何をすれば良いのかわからない方

✓ 担当講師

前田徳義
LEC専任講師



✓ 科目

民法・行政法

✓ 回数

全2回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ タイムスケジュール

講義70分



休憩10分



講義70分

✓ 定員

35名

✓ 受講期限

24/11/17 (日)

※使用レジュメのお受け取り可能期間です。通学のための講義のため実施日を過ぎた講義はご受講いただけません。

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

講師独自の出題予想も踏まえて、法律系資格の過去問や講師作成問題を用いて、問われている「論点」を把握し、解答を導き出すための「基準」を把握しながら、正確に法律知識をアウトプットできるようになることが目的です。講師から皆さんに問いかけながら、一緒に法的思考をたどっていく講義になります。

講座のPOINT

POINT ①

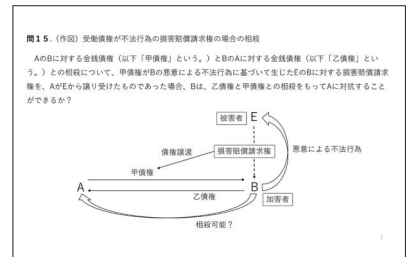
民法・行政法の正確な「知識」と「理解」を身につけることが可能！

前田講師の的確かつ明快な解説により、正確な「知識」と「理解」を身につけることができ、民法・行政法の得点力がアップします。漠然とテキストを読んで問題演習を繰り返している方や、切り口を変えた新しい問題が解けない方などにオススメです。

POINT ②

講師が、講義中に皆さんに質問を投げかけます！

前田講師が、講義中に皆さんに質問を投げかけながら講義を進めますので、緊張感をもって受講することが可能です。また、質問に対する回答を考えることで、「知識」「理解」が不足している箇所も明確になります。



論点：不法行為により生じた損害賠償請求権を受動債権とした相殺は許されるか？
基準：509条 受動債権とする相殺の禁止
① [] による不法行為に基づく損害賠償請求権 一対対象・対人関係。
② [] の侵害による損害賠償請求権（前項に掲げるものを除く）
※債権不履行・不法行為問わず、
③④と②、それぞれの趣旨は？
① [] を防止するため。
②不法行為の被害者に [] を得させるため。
ただし、その債権者がその債務に関わる債権で [] ときは、この限りではない。
結論：受動債権である甲債権は、Aが被害者Eから譲り受けた債権であるため、加害者であるBは、他の債権の要件を満たす限り、Aに対しては、相殺を主張することができます。

○ 合格者の声

R・Kさん



「前田先生の道場では、行政書士試験勉強上の主要論点に関して、法律の条文規定が設けられている趣旨や「考え方」を教えてくださいました。根本となる「考え方」を押さえておくことによって、難解な問題に直面した際に正解肢を導き出す「現場思考力」も養われるとしますので、丸暗記での勉強に限界を感じておられる受験生の方にお薦めします。」

○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	24/9/22 (日)	10:00~12:30	梅田駅前本校
2		13:30~16:00	

※教材は講義当日に教室で配布します。ご自宅への発送はございません。
※定員は35名となります。定員の詳細は梅田駅前本校 (TEL: 06-6374-5001) にお問い合わせください。

○ 受講料 (税込)

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学	9,900円	9,405円	9,702円	GA24663

※本講座に欠席フォローはございません。